

補装具・日常生活用具

■ 補装具費の支給について

障がい者（児）または難病患者等の日常生活や社会参加（就学、就労等）の便宜を図るため、失われた身体機能を補完・代替するための用具（補装具）を購入及び修理するために要する費用の一部を支給します。

※必ず購入または修理を行う前に申請してください。購入または修理後の申請はできません。

※治療用の装具は対象外です。

※介護保険給付の福祉用具貸与・購入で対応が可能な場合は、介護保険給付が優先されます。

※補装具には、耐用年数があります。耐用年数の期間内については、原則として修理での対応となります。（補装具修理見積額が、厚生労働省告示による補装具購入に要する費用基準額の60%を超える場合は購入申請となります。）

※修理については、原則として補装具費支給制度にて交付された補装具のみの対応となります。

※難病患者については、車椅子（電動車椅子含む）、歩行器、重度障がい者用意思伝達装置、遮光眼鏡等が支給対象となります。

【対象者】

身体障がい者手帳の交付を受けた方で、補装具費の給付が必要と認められる方。

【申請に必要なもの】

・印かん

・その他必要書類（補装具一覧の必要添付書類を参照してください）

※補装具費支給意見書等の様式は、市福祉総務課（鴨島庁舎本館2階）または各支所（川島・山川・美郷庁舎）の窓口にあります。

【補装具費支給の流れについて】

1. 申請

補装具の購入・修理をご希望される方は、市福祉総務課（鴨島庁舎本館2階）または各支所（川島・山川・美郷庁舎）で補装具費の支給申請を行います。

2. 支給決定

市は、徳島県障がい者相談支援センターの意見等を基に審査をし、補装具費の支給が適当であると認められた場合は支給決定を行います。

※補装具の種目によっては徳島県障がい者相談支援センターでの交付判定が必要となる場合があります。対象用具については、『補装具一覧』を参照してください。

3. 契約・製品製作

支給決定の通知を受けた方は、補装具製作業者と契約を結びます。契約締結後、補装具製作業者は補装具製作等に取りかかります。

4. 引渡し、費用支払

補装具製作業者から補装具の購入（修理）等のサービスの提供を受けた利用者は、補装具制作業者に費用を支払います。代理受領方式を利用する場合は、利用者負担額のみを支払い、代理受領に係る委任状を提出します。償還払方式を利用する場合は、費用の全額を支払い、領収書と補装具費支給券を添えて市に公費負担額を請求します。

※補装具の種目によっては、製品完成後、適合判定が必要となる場合があります。対象用具については、『補装具一覧』を参照してください。

【補装具定期相談(交付・適合判定)について】

補装具の品目によっては、市福祉総務課に事前にご予約の上、徳島県障がい者相談支援センターまたは身体障がい者巡回相談で交付判定及び適合判定を受けていただく必要があります。補装具定期相談の場所及び日程については、以下のとおりです。

① 義肢・装具・車いすの交付・適合判定

場 所：徳島県障がい者相談支援センター

相 談 日：毎月第2・第4火曜日

受付時間：午後1時から午後3時まで

② 補聴器(耳あな型、骨導式、FM型)の交付・適合判定

場 所：徳島県障がい者相談支援センター

相 談 日：不定期(予約制)

受付時間：午後1時から午後2時まで

③ 身体障がい者巡回相談

障がいの状況や遠隔地である等の理由により、障がい者相談支援センターに直接来所できない方を対象に、徳島県障がい者相談支援センターが実施しています。

毎年、開催場所・日程が変更となります。

日程等については、お手数ですが下記までお問い合わせください。

市福祉総務課 障がい福祉係 TEL 0883-22-2263

徳島県障がい者相談支援センター TEL 088-631-8711

【利用者負担】

原則として補装具の購入・修理に要する費用の1割が利用者負担額となります。(厚生労働省告示による補装具購入・修理に要する費用の基準額を超える部分については、全額利用者負担となります。)

ただし、世帯の収入等に応じて1カ月の負担上限額が定められています。

※平成20年7月から所得区分を判定する際の世帯の範囲が変更され、対象者が18歳以上の場合は、対象者とその配偶者のみの収入等で判定することとなりました。

なお、対象者が18歳未満の児童の場合は、従前のとおり住民票上の世帯で判定します。

所得区分	対象となる世帯	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市民税非課税世帯で、申請者の収入が80万円以下	0円
低所得2	市民税非課税世帯で、申請者の収入が80万円を超える	0円
一 般	市民税課税世帯で、世帯の中で市民税所得割が最も多い方の税額が46万円未満の世帯	37,200円

※世帯の中で市町村民税所得割が最も多い方の税額が46万円以上の場合は、補装具費の支給対象となりません。

【補装具費の支給方法】

補装具費の支給は、原則として費用の全額を業者にお支払いいただいた後に、公費負担額を市から払い戻す(償還払方式)こととなっていますが、一時的な負担が大きくなることから、利用者負担額のみを業者に支払う方法(代理受領方式)が設けられています。

代理受領方式を利用できる業者については、市福祉総務課にお問い合わせください。

○補装具一覧(身体障がい者:18歳以上の方)

※「補装具費支給意見書」は、身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医師が作成したものがが必要です。

補装具名	耐用年数	必要添付書類	判定機関等
義肢	1～5年	—	障がい者相談支援センター ※交付判定及び適合判定が必要です。
装具	1～3年		
座位保持装置	3年		
電動車いす	6年	【初回申請時のみ】 ・「 <u>電動車いす使用環境等調査書</u> 」 【施設に入所している場合】 ・「電動車いす使用環境等調査書」の代わりに「 <u>施設長意見書</u> 」	障がい者相談支援センター ※交付判定及び適合判定が必要です。
車いす (オーダーメイド)	6年	【判定を受けに行くことが困難な方のみ】 ・「 <u>補装具費支給意見書</u> 」 ・「 <u>車いす処方箋</u> 」 【施設入所者のみ】 ・「 <u>施設長意見書</u> 」	
車いす (レディメイド)	6年	・「 <u>補装具費支給意見書</u> 」 ・「 <u>見積書</u> 」 【施設入所者のみ】 ・「 <u>施設長意見書</u> 」 ※ 手押し型の場合は意見書省略可	吉野川市
補聴器(耳あな型) (骨導式) (FM型)	5年	—	障がい者相談支援センター ※交付判定が必要です。
補聴器(ポケット形) (耳掛け型)	5年	・「 <u>補装具費支給意見書</u> 」 ・「 <u>見積書</u> 」	障がい者相談支援センター
重度障がい者用意 思伝達装置	5年	・「 <u>補装具費支給意見書</u> 」 ・「 <u>使用環境等調査書</u> 」	

		<ul style="list-style-type: none"> ・「見積書」 ・「カタログ」 	
眼鏡(矯正眼鏡) (遮光眼鏡) (コンタクトレンズ) (弱視眼鏡)	4年	<ul style="list-style-type: none"> ・「補装具費支給意見書」 ・「見積書」 ※ 遮光眼鏡については、身体障がい者手帳に「網膜色素変性症」、「白子症」の記載があれば医師意見書を省略できます。	吉野川市
義眼	2年	<ul style="list-style-type: none"> ・「補装具費支給意見書」 	
歩行器	5年	<ul style="list-style-type: none"> ・「見積書」 	
盲人安全つえ	2～5年	<ul style="list-style-type: none"> ・「見積書」 	
歩行補助つえ	2～4年		

○補装具一覧表(身体障がい児:18歳未満の方)

※「補装具費支給意見書」は、指定育成医療機関が作成したものがが必要です。

補装具名	耐用年数	必要添付書類	判定機関等
義肢	1～5年	<ul style="list-style-type: none"> ・「補装具費支給意見書」 ・「見積書」 	吉野川市
装具	1～3年		
座位保持装置	3年		
電動車いす	6年	<ul style="list-style-type: none"> ・「補装具費支給意見書」 ・「見積書」 【初回申請時のみ】 <ul style="list-style-type: none"> ・「電動車いす使用環境等調査書」 【施設に入所している場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・「電動車いす使用環境等調査書」の代わりに「施設長意見書」 	
車いす (オーダーメイド)	6年	<ul style="list-style-type: none"> ・「補装具費支給意見書」 ・「見積書」 	
車いす (レディメイド)	6年	<ul style="list-style-type: none"> ・「補装具費支給意見書」 ※手押し型の場合は意見書省略可 <ul style="list-style-type: none"> ・「見積書」 	

補聴器(耳あな型) (骨導式) (FM型) (ポケット形) (耳掛け型)	5年	・「補装具費支給意見書」 ・「見積書」		
重度障がい者用意思伝達装置	5年	・「補装具費支給意見書」 ・「調査書」 ・「見積書」 ・「カタログ」	吉野川市	
歩行器	5年	・「補装具費支給意見書」 ・「見積書」		
座位保持いす	3年			
起立保持具	3年			
頭部保持具	3年			
排便補助具	2年			
眼鏡(矯正眼鏡) (遮光眼鏡) (コンタクトレンズ) (弱視眼鏡)	4年			
義眼	2年			
盲人安全つえ	2～5年			・「見積書」
歩行補助つえ	2～4年			

■ 日常生活用具給付（貸与）事業〔地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業〕

在宅の重度の障がい者(児)に、補装具以外の機器で、自立した日常生活を支援する用具の給付や貸与を行います。

※必ず購入する前に申請してください。購入後の支給はできません。

※介護保険給付の福祉用具貸与・購入で対応が可能な場合は、介護保険給付が優先されます。

【対象者】

用具によって障がい種別・程度の要件がありますので、日常生活用具給付（貸与）用具一覧を参照してください。

【申請に必要なもの】

- ・印かん
- ・対象用具の見積書及びカタログ

【申請書提出先】

市福祉総務課（鴨島庁舎本館2階）または各支所（川島・山川・美郷庁舎）

【利用者負担】

利用者の負担は原則として費用の1割になります。

ただし、世帯の収入等に応じて1カ月の負担上限額が定められています。

なお、各用具に設定される基準額を超えた分については、利用者の負担となります。

※平成20年7月から所得区分を判定する際の世帯の範囲が変更され、対象者が18歳以上の場合は、対象者とその配偶者のみの収入等で判定することとなりました。

なお、対象者が18歳未満の児童の場合は、従前のとおり住民票上の世帯で判定します。

所得区分	対象となる世帯	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市民税非課税世帯で、申請者の収入が80万円以下	0円
低所得2	市民税非課税世帯で、申請者の収入が80万円を超える	0円
一般	市民税課税世帯で、世帯の中で市民税所得割が最も多い方の税額が46万円未満の世帯	37,200円

※世帯の中で市民税所得割が最も多い方の税額が46万円以上の場合は、日常生活用具の給付対象となりません。

○日常生活用具給付(貸与)用具一覧

1. 給付

種目	対象者	性能	基準額 (円)	耐用 年数
特殊寝台	(1) 18歳以上の身体障がい者手帳の交付を受けた者であって、下肢又は体幹に係る障がいの程度が2級以上のもの (2) 難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8年
特殊マット	(1) 3歳以上の身体障がい者手帳の交付を受けた者であって、下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級のもの (2) 3歳以上の知的障がい者であって、障がいの程度が重度又は最重度のもの (3) 難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの	じょくそうの防止または失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5年

特殊尿器	(1) 学齢児以上の身体障がい者手帳の交付を受けた者であって、下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級のもの (2) 難病患者等であって、自力で排尿できないもの	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	5年
入浴担架	3歳以上の身体障がい者手帳の交付を受けた者であって、下肢または体幹に係る障がいの程度が2級以上のもの(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5年
体位変換器	(1) 学齢児以上の身体障がい者手帳の交付を受けた者であって、下肢又は体幹に係る障がいの程度が2級以上のもの(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。) (2) 難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの	介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	15,000	5年
移動用リフト	(1) 3歳以上の身体障がい者手帳の交付を受けた者であって、下肢又は体幹に係る障がいの程度が2級以上のもの (2) 難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障がいがあるもの	介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4年
訓練いす	3歳以上の身体障がい者手帳の交付を受けた児童であって、下肢または体幹に係る障がいの程度が2級以上のもの	原則として付属のテーブルをつけるもの	33,100	5年
訓練用ベッド	(1) 学齢児以上身体障がい者手帳の交付を受けた児童であって、下肢又は体幹に係る障がいの程度が2級以上のもの	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8年

	(2) 難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障がいがあるもの			
入浴補助用具	(1) 3歳以上の下肢又は体幹障がいに係る身体障がい者手帳の交付を受けた者であって、入浴に介助を必要とするもの (2) 難病患者等であって、入浴に介助を要するもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助することができ、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8年
便器	(1) 学齢児以上の身体障がい者手帳の交付を受けた者であって、下肢又は体幹に係る障がいの程度が2級以上のもの (2) 難病患者等であって、常時介護を要するもの	対象者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450	8年
歩行補助つえ(T字状または棒状のもの)	学齢児以上の平衡機能または下肢若しくは体幹機能障がいに係る身体障がい者手帳の交付を受けた者	木材を材料とするもの	2,200	3年
		軽金属を材料とするもの	3,000	3年
移動・移乗支援用具	(1) 3歳以上の平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいに係る身体障がい者手帳の交付を受けた者であって、家庭内の移動等において介助を必要とするもの (2) 難病患者等であって、下肢が不自由なもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 (1) 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	60,000	8年
頭部保護帽	(1) 3歳以上の平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいに係る身体障がい者手帳の交付を受けた者 (2) 3歳以上の重度の知的障がい者又は精神障がい者であって、てんかん発作等により頻繁に転倒するもの	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの(スポンジまたは革を主材料に制作したもの)	15,200	3年
		ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの(スポンジ、革またはプラスチックを主材料に制作したもの)	36,750	3年

特殊便器	<p>(1) 学齢児以上の身体障がい者手帳の交付を受けた者であって、上肢に係る障がいの程度が2級以上のもの</p> <p>(2) 学齢児以上の知的障がい者であって、障がいの程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの</p> <p>(3) 難病患者等であって、上肢機能に障がいのあるもの</p>	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8年
火災警報器	<p>(1) 学齢児以上の身体障がい者手帳の交付を受けた者であって、その障がいの程度が2級以上のもの</p> <p>(2) 学齢児以上の知的障がい者であって、障がいの程度が重度又は最重度のもの</p> <p>((1)・(2)いずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準じる世帯に限る。)</p>	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500	8年
自動消火器	<p>(1) 学齢児以上の身体障がい者手帳の交付を受けた者であって、その障がいの程度が2級以上のもの</p> <p>(2) 学齢児以上の知的障がい者であって、障がいの程度が重度又は最重度のもの</p> <p>(3) 難病患者等</p> <p>((1)・(2)・(3)いずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な対象者のみの世帯及びこれに準じる世帯に限る。)</p>	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700	8年
電磁調理器	18歳以上の身体障がい者手帳の交付を受けた者であって、視覚障がいに係る障がいの程度が2級以上のもの(視	対象者が容易に使用し得るもの	41,000	6年

	覚障がい者のみの世帯及びこれに準じる世帯に限る。)			
歩行時間延長信号機用小型送信機	学齢児以上の身体障がい者手帳の交付を受けた者であって、視覚障がいに係る障がいの程度が2級以上のもの	対象者が容易に使用し得るもの	7,000	10年
聴覚障がい者用屋内信号装置	18歳以上の身体障がい者手帳の交付を受けた者であって、聴覚障がいに係る障がいの程度が2級以上のもの(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10年
透析液加温器	3歳以上の身体障がい者手帳の交付を受けた者であって、じん臓機能に係る障がいの程度が3級以上のもの(自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者に限る。)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5年
ネブライザー(吸入器)	(1) 学齢児以上の身体障がい者手帳の交付を受けた者であって、呼吸器機能に係る障がいの程度が3級以上のもの又は同程度の身体障がい者であって、必要と認められるもの (2) 難病患者等であって、呼吸器機能に障がいがあるもの	対象者が容易に使用し得るもの	36,000	5年
電気式たん吸引器	(1) 学齢児以上の身体障がい者手帳の交付を受けた者であって、呼吸器機能に係る障がいの程度が3級以上のもの又は同程度の身体障がい者であって、必要と認められるもの (2) 難病患者等であって、呼吸機能に障がいがあるもの	対象者が容易に使用し得るもの	56,400	5年

酸素ボンベ 運搬車	18歳以上の身体障がい者手帳の交付を受けた者であって、医療保険による在宅酸素療法を受けているもの	対象者が容易に使用し得るもの	17,000	10年
盲人用体温計(音声式)	学齢児以上の身体障がい者手帳の交付を受けた者であって、視覚障がいに係る障がいの程度が2級以上のもの(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準じる世帯に限る。)	対象者が容易に使用し得るもの	9,000	5年
盲人用体重計	18歳以上の身体障がい者手帳の交付を受けた者であって、視覚障がいに係る障がいの程度が2級以上のもの(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準じる世帯に限る。)	対象者が容易に使用し得るもの	18,000	5年
携帯用会話補助装置	学齢児以上の音声機能若しくは言語機能障がい者または肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障がいを有するもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	98,800	5年
情報・通信支援用具	学齢児以上の身体障がい者手帳の交付を受けた者であって、視覚障がい又は上肢に係る障がいの程度が2級以上のもの	パーソナルコンピューター周辺機器又はアプリケーションソフトで対象者が容易に使用し得るもの	100,000	10年
点字ディスプレイ	18歳以上の視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級の者)であって、必要と認められるもの	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500	6年
点字器	学齢児以上の視覚障がい者であって、必要と認められるもの	標準型A(32マス18行両面書真鍮板製)	10,400	7年
		標準型B(32マス18行両面書プラスチック製)	6,600	7年
		携帯用A(32マス4行片面書アルミニウム製)	7,200	5年
		携帯用B(32マス12行片面書プラスチック製)	1,650	5年

点字タイプライター	学齢児以上の身体障がい者手帳の交付を受けた者であって、視覚障がいに係る障がいの程度が2級以上のもの(本人が就労し、若しくは就学している者または就労が見込まれる者に限る。)	対象者が容易に使用し得るもの	63,100	5年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	学齢児以上の身体障がい者手帳の交付を受けた者であって、視覚障がいに係る障がいの程度が2級以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの		6年
		録音・再生専用のもの	85,000	
		再生専用のもの	55,000	
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	学齢児以上の身体障がい者手帳の交付を受けた者であって、視覚障がいに係る障がいの程度が2級以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの	99,800	6年
視覚障がい者用拡大読書器	学齢児以上の視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能となるもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000	8年
盲人用時計	18歳以上の身体障がい者手帳の交付を受けた者であって、視覚障がいに係る障がいの程度が2級以上のもの	対象者が容易に使用し得るもの	13,300	10年
聴覚障がい者用通信装置	学齢児以上の聴覚障がい者または発声・発語に著しい障がい者を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器で、対象者が容易に使用し得るもの	71,000	5年
聴覚障がい者用情報受信装置	学齢児以上の聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能となるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの	88,900	6年

人工内耳用電池	聴覚障がい者であって、人工内耳を装着しているもの	空気電池及び乾電池		月額 2,500		
		充電電池(空気電池との併用を含む)		年額 30,000		
人工喉頭	学齡児以上の音声機能または言語機能障がい者であって、コミュニケーションの手段として必要と認められるもの	笛式(呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの)		5,000	4年	
		電動式(顎下部等にあてた電動版を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの)		70,100	5年	
ストマ用装具	直腸またはぼうこう機能障がいに係る身体障がい者手帳を有する者であって、ストマ口造設者	蓄便袋(低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋を有するもの)		月額	8,600	
		蓄尿袋(低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの)		月額	11,300	
紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼその他の衛生用品)	(1) 3歳以上の高度の排便機能障がい者 (2) 3歳以上の高度の排尿機能障がい者 (3) 3歳以上の脳原性運動機能障がい者であって、自ら意思を表示することが困難なもの			月額	12,000	
収尿器	高度の排尿機能障がい者	採尿器と蓄尿袋とで構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	男性用	普通型	7,700	1年
				簡易型	5,700	
			女性用	普通型	8,500	
				簡易型	5,900	
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	難病患者等であって、人工呼吸器の装着が必要なもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの		157,500	5年	

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢または体幹機能障がいに準じ取り扱うものとする。
- 2 「聴覚障がい者用屋内信号装置」には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計及び聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。
- 3 「浴槽(湯沸器含む。)」について、市長が必要と認める場合には、「浴槽」及び「湯沸器」を個々の種目として給付できるものとする。
- 4 「頭部保護帽」の基準額は、オーダーメイドによる製品に適用するものとし、レディメイドによる製品については、当該基準額の 80 パーセントの範囲内の額とする。
- 5 「火災警報器」の給付は、1 世帯につき 2 個を限度とする。
- 6 「点字器」の基準額は、点筆を含む。
- 7 「ストマ装具」の基準額は、1 箇所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。

2. 貸与

種目	対象者	性能	貸与期間
福祉電話	難聴者または外出困難な身体障がい者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの及びファックス被貸与者(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯であって、所得税非課税世帯に限る。)	対象者が容易に使用し得るもの	身体障がい者援護施設等への入所その他の事情に用具を必要としなくなるまでの期間
ファックス	聴覚または音声機能または言語機能障がい3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者(電話によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯であって、所得税非課税世帯に限る。)	対象者が容易に使用し得るもの	身体障がい者援護施設等への入所その他の事情に用具を必要としなくなるまでの期間